

# 3月～6月はアライグマ春期捕獲推進期間

アライグマはペットとして日本に輸入され、逃げ出して野生化したものが拡大したといわれています。雑食で繁殖力も強く、急激に個体数を増やし、農作物や家畜飼料を食べるなど被害が増加しています。

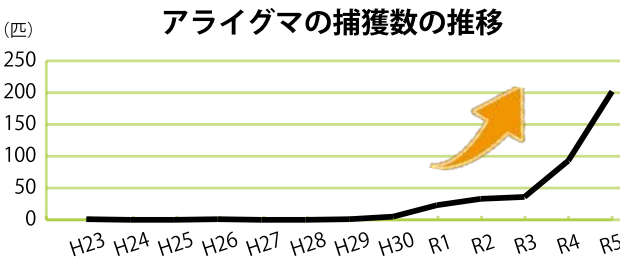
また、アライグマは春に平均4頭の子どもを産み、夏にはその子どもが親と行動し農業被害を及ぼします。

そのため、北海道では、農業被害や個体数の増加を効果的に抑制することが期待される3月から6月までの繁殖期に「アライグマ春期捕獲推進期間」を設定し、幕別町においても積極的な捕獲作業を推進します。

## 町内でも個体数が増えています

幕別町では平成23年に初めて1頭が捕獲されて以来、令和3年度は36頭、令和4年度は93頭、令和5年度は1月末時点で200頭を超える捕獲があり、その数が年々増加しています。

町内での捕獲場所や生息場所は、農村地区ですが、今後、生息個体数が増加した場合、市街地での家庭菜園に被害が拡大することが懸念されます。



アライグマの足跡



アライグマが食べたかぼちゃ



アライグマ



在来種のタヌキ

### 特徴

アライグマは見た目の愛らしい風貌と異なり気性が荒く、在来種のタヌキと誤認されることが多いです。見分けるポイントは、しま模様の尻尾と子どもの手のような5本指の足跡です。体重は4kg～10kgほどになります。

### 目撃情報

アライグマによる農業被害を受けた場合や、姿や足跡を見つけた場合は次の連絡先まで情報をください。

### 連絡先

- ▶農林課林務係 (☎☎54-6605 FAX☎☎54-5564)
- ▶忠類総合支所経済建設課産業振興係 (☎☎8-2111 FAX☎☎8-2511)

## 家畜・家きんを飼っているみなさんへ

家畜の病気の発生、まん延を防ぐため、家畜伝染病予防法により家畜・家きんの所有者は、毎年2月1日時点の飼養状況を北海道知事に報告することとなっています。 ※愛玩用・観光用でも報告が必要です。

### ▶提出書類

- ・定期報告書(基本情報)
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表
- ・定期報告書の添付書類・飼養衛生管理マニュアル

### ▶対象

- ・家畜(牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし)
- ・家きん(鶏、あひる、うずら、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、きじ)

### ▶問い合わせ

- 農林課畜産係(☎☎54-6605 FAX☎☎54-5564)
- 忠類総合支所経済建設課(☎☎8-2111 FAX☎☎8-2511)
- 十勝家畜保健衛生所(☎☎59-2021 FAX☎☎59-2571)

### ▶提出期限 4月8日<sup>⑧</sup>

### ▶提出先

- 農林課、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所、駒皇出張所
- ※FAXによる提出可

# 戸籍証明書の取得や戸籍の届け出が便利になります

戸籍法の一部改正により令和6年3月1日から戸籍制度が次のとおり変わります。

## 戸籍証明書の広域交付が始まります

### ▶戸籍証明書の広域交付とは

- ・他市区町村に本籍がある方が、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍・除籍の証明書の受け取りができるようになります。
- ・相続手続きなどで必要な戸籍・除籍が全国各地にあっても、1カ所の市区町村窓口でまとめて請求できます。

### ▶広域交付で請求できる証明書

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・除籍全部事項証明書(除籍謄本)

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。  
※個人事項証明書(戸籍抄本・除籍抄本)の請求はできません。

### ▶広域交付で請求できる方

- ・本人 ・配偶者
- ・父母、祖父母、子、孫などの直系親族

※郵便請求、委任状による代理請求、第三者請求や職務上請求はできません。

※亡くなった配偶者の婚姻以前の戸籍証明書の請求は第三者請求に該当するため、本籍地に請求してください。

### 注意事項

- ・戸籍証明書を請求できる方が直接窓口にお越しください。
- ・請求者の本人確認のため、運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなどの写真付きの身分証明書の提示が必要です。
- ・戸籍の附票や身分証明書、独身証明書は広域交付の対象外ですので、従来どおり本籍のある市区町村に請求する必要があります。

## 戸籍届書に戸籍証明書の添付が不要になります

本籍地ではない市区町村に婚姻や離婚などの戸籍の届け出をする場合、これまでは戸籍証明書の添付が必要でしたが、令和6年3月1日からは、届け出先の市区町村で本籍地の戸籍(コンピュータ化されていない一部の戸籍を除く)を確認できるようになるため、戸籍証明書の添付が不要になります。

☎住民課戸籍住民係(☎☎54-6602)

## 言葉を通して知るアイヌ文化 12

文・写真:阪口 諒(さかぐち りょう)  
☎生涯学習課 学芸員(☎☎54-2006)

### アイヌ語に由来する地名② 止若

広報2月号では、アイヌ語に由来する地名として古舞を取り上げましたが、アイヌ民族が動植物の採集をしたり、儀礼を行ったりしていたところにはアイヌ語の地名があります。現在でも、地図などにアイヌ語に由来する地名がたくさん載っていますが、もとのアイヌ語のままではなくなっていたり、指し示す範囲も変わっていたりすることがあります。また、日本語に置き換えられたものもたくさんあります。

現在の幕別市街のあたりはかつて止若と呼ばれていましたが、アイヌ語のヤム・ワツカ・ピラ(冷たい・水の・崖)に由来します。猿別川下流の東岸に冷たい水が湧き出すところがあったことからそう呼ばれていたといわれています。ヤムワツカピラは、漢字二文字で表記するという日本語の地名表記の習慣に合うように、ピラが削られて止若となりました。

止若は村名、字名として長く使われていましたが、昭和41(1966)年に止若と明野の一部が旭町、幸町、本町、錦町、寿町、南町、宝町、緑町、新町となり、この字名はなくなりました。相川と幕別市街をつなぐ止若橋のほか、明野の幕別墓地にあるヤムワツカウタリ慰霊碑(国道工事の際に出てきたアイヌの遺骨を埋葬しています)などに名前が残っています。

止若橋

# 非課税世帯応援給付金を支給しています

＼支給には手続きが必要です／

## 非課税世帯応援給付金（追加分）

エネルギー・食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、住民税非課税世帯に対し、非課税世帯応援給付金（追加分）を支給しています。

| 対象となる世帯                                                                                                                                                                                                                                        | 支給額                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和5年度住民税（均等割）が非課税（免除された場合も含む）の世帯。ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。                                                                                                                         | 1世帯当たり7万円                                |
| 申請期限                                                                                                                                                                                                                                           | 4月5日金                                    |
| ※子ども加算は4月30日火                                                                                                                                                                                                                                  |                                          |
| 申請窓口                                                                                                                                                                                                                                           | ・役場福祉課<br>・ふれあいセンター福寿<br>・札内支所<br>・糠内出張所 |
| 子ども加算                                                                                                                                                                                                                                          |                                          |
| 非課税世帯応援給付金（追加分）の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。<br>※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）が対象です。<br>※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。<br>・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児<br>・非課税世帯応援給付金（追加分）の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童 |                                          |
| 手続き方法                                                                                                                                                                                                                                          |                                          |

対象となる世帯には、1月4日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。子ども加算分の手続きは必要ありません。  
※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

問 非課税世帯応援給付金（追加分）について：福祉課社会福祉係（☎54-6612）  
子ども加算分について：子ども課子ども支援係（☎54-6621）

## 非課税世帯応援給付金（初回分）の転入者特例

非課税世帯応援給付金（初回分）（1世帯当たり3万円）は令和5年9月29日で申請の受け付けを終了しましたが、本給付金は自治体ごとに基準日（幕別町は令和5年6月1日）が異なるため、転出入によりいずれの市区町村からも給付が受けられない方が発生する可能性があります。

このため、幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税（均等割）非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から給付金の支給が受けられない場合に、国からの通知に基づき特例で相談窓口を設け、申請を受け付けています。

| 対象となる世帯                                                                             | 支給額                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税（均等割）非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から非課税世帯応援給付金（初回分）と同様の給付金の支給がされていない世帯 | 1世帯当たり3万円                                |
| 申請期限                                                                                | 4月5日金                                    |
| 申請窓口                                                                                | ・役場福祉課<br>・ふれあいセンター福寿<br>・札内支所<br>・糠内出張所 |
| 注意事項                                                                                |                                          |
| 町からの給付金を受け取った後に、他の市区町村での受給が発覚するなど、受給資格がないことが判明した場合は、返金をいただく必要があります。                 |                                          |
| 問 福祉課社会福祉係（☎54-6612）                                                                |                                          |

# 生活応援給付金を支給しています

＼支給には手続きが必要です／

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増により、家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対し、生活応援給付金を支給しています。

| 対象となる世帯                                                                                                                                                                                                                        | 支給額                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和5年度住民税均等割のみが課されている人で構成または住民税均等割のみが課されている人と住民税均等割が非課税の人（免除された場合も含む）で構成される世帯。ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。                                                             | 1世帯当たり10万円                               |
| 申請期限                                                                                                                                                                                                                           | 4月30日火                                   |
| 申請窓口                                                                                                                                                                                                                           | ・役場福祉課<br>・ふれあいセンター福寿<br>・札内支所<br>・糠内出張所 |
| 子ども加算                                                                                                                                                                                                                          |                                          |
| 生活応援給付金の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。<br>※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）が対象です。<br>※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。<br>・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児<br>・生活応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童 |                                          |
| 手続き方法                                                                                                                                                                                                                          |                                          |
| 対象となる世帯には、2月2日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。子ども加算分の手続きは必要ありません。<br>※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。                                                                                             |                                          |
| 問 生活応援給付金について：福祉課社会福祉係（☎54-6612）<br>子ども加算分について：子ども課子ども支援係（☎54-6621）                                                                                                                                                            |                                          |

# 福祉灯油等支給事業を実施しています

＼支給には手続きが必要です／

灯油価格高騰に係る低所得世帯などの福祉支援として、福祉灯油等支給事業を実施しています。燃料の購入など冬期間の生活支援のため、次の要件に該当する世帯に1万円を支給しています。

| 支給の要件                                                                                                                                                                 | 支給額                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 令和5年11月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、申請日まで引き続き居住している、次の1または2の要件を満たす世帯。ただし、世帯員全員が医療機関に入院または社会福祉施設に入所している世帯および世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。                    | 1世帯当たり1万円                                |
| 1 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯で次のいずれかに該当している世帯                                                                                                                                |                                          |
| ①令和5年11月1日において満65歳以上の方のみの世帯                                                                                                                                           |                                          |
| ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の方を含む世帯                                                                                                                           |                                          |
| ③児童扶養手当受給者を含む世帯                                                                                                                                                       |                                          |
| ④特別児童扶養手当受給者を含む世帯                                                                                                                                                     |                                          |
| ⑤幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定める重度心身障害者を含む世帯                                                                                                                      |                                          |
| ⑥幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に定めるひとり親家庭等の母または父を含む世帯                                                                                                                |                                          |
| ⑦北海道が発行する特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証の交付を受けた方または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方を含む世帯                                                                                          |                                          |
| 2 生活保護世帯                                                                                                                                                              |                                          |
| ※1に該当する方で、令和5年1月2日以降に幕別町に転入した方は、令和5年度住民税の非課税を証明する書類が必要です。<br>※⑦に該当する方は、北海道が発行する受給者証の提示が必要です。<br>※同一住宅において複数の世帯が存在する場合は、支給対象世帯が冬期間に1万円以上の燃料費等の経費を負担している場合に限り助成の対象とします。 |                                          |
| 申請期限                                                                                                                                                                  | 3月5日火                                    |
| 申請窓口                                                                                                                                                                  | ・役場福祉課<br>・ふれあいセンター福寿<br>・札内支所<br>・糠内出張所 |
| 問 福祉課社会福祉係（☎54-6612）                                                                                                                                                  |                                          |

野菜ソムリエプロ  
小笠原 美奈子さん  
(幕別町在住)  
から教わった

大量消費&使い切り  
かんたん野菜レシピ

玉ねぎ 2個を  
使い切る！

調理時間  
10分

1人あたりの  
野菜目標量  
1日350g以上

毎日野菜を  
+1  
プラス1皿

まずはプラスひとくち  
つぎはプラス1皿

発酵野菜の万能調味料！  
こうじ  
玉ねぎ麴



いつものお料理に加えると、お肉  
がやわらかくなり、うま味がアッ  
プ！とにかく便利でおいしい  
万能調味料です♪冷蔵庫で長く  
保存できるのも便利です。

☐スープやお鍋など汁物に  
☐肉や魚の下味に  
☐ハンバーグや肉団子のつなぎに  
☐和え物、煮物、炒め物に  
☐漬けだれに  
☐手作りドレッシングに

材料（作りやすい量）  
スターレおくさん  
・玉ねぎ …… 300g(中2個)  
・乾燥米麴 …… 100g  
・塩(海水塩や岩塩)… 30g(大さじ2)

  
玉ねぎには善玉菌のエサになる「オリゴ糖」  
が豊富。米麴と玉ねぎのW効果で腸内環境を  
整える効果が期待できます。

金ちゃん

作り方

①玉ねぎはペースト状にする  
▶玉ねぎを粗く刻み、フードプロセッサーなどでペースト  
状にする。(すりおろしても良い)

②米麴に塩を混ぜ合わせる  
▶ボウルに米麴を入れて、固まりがあれば指でほぐす。  
▶塩を加えて、混ぜ合わせる。

③全てを混ぜ、保存袋などに入れて発酵させる  
▶②のボウルに①を加えてよく混ぜ合わせる。  
▶保存用容器やジッパー付きビニール袋に  
入れて、常温で保存して発酵させる。  
【発酵の目安】「常温」なら5〜7日  
「炊飯器」なら保温モードでふたを開けた状態で8時間

④発酵後は冷蔵庫に入れて保存する  
▶米麴が指でやわらかくつぶれるようになったら発酵の完成。  
▶冷蔵庫に保存し、必要な量を清潔なスプーンで使用する。  
【保存の目安】冷蔵庫で2〜3カ月

## 北海道お米・牛乳子育て応援事業(第2弾)

北海道では、平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子どものいる道内の子育て世帯に対し、北海道産のお米や牛乳が購入できる商品券などを支給する事業を1月26日から実施しています。申請が必要な事業ですので、期日までに申請してください。

### ▶支給品(次のいずれか1つ)

- ①3,960円分のお米券と1,200円分の牛乳贈答券のセット
- ②米と牛乳を購入できる5,160円分の電子クーポン
- ③北海道産米「ななつぼし」10kg(5,160円相当) ※送料含む

### ▶申請方法 電子申請または郵送申請

### ▶申請期限 4月30日㊤ ※郵送の場合は、当日消印有効

### ▶問い合わせ先

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局コールセンター(☎011-350-7371)

申請はこちらから  
北海道ホームページ

## 水道料金負担軽減対策支援事業

### 幕別町給水区域外水道料金及び井水助成金(令和5年度分)

原油価格や物価高騰の影響による負担軽減対策支援として、幕別町との水道契約者以外の方に対し、助成金を交付します。次に記載する助成金の交付を受けようとする方は、申請書を提出してください。  
令和6年度分(令和6年4月から令和7年2月までの11カ月間)については、令和7年1月頃にご案内します。

### ▶対象者

申請日時点において、幕別町に住所がある方または事務所などがある事業者であって、令和5年9月から令和6年3月までの期間において、次のいずれかに該当する方

- ①幕別町以外の水道事業者から給水を受けている方
- ②専用水道※のみを使用している方
- ③井水のみを使用している方

※専用水道とは、自家用水道(自己水源など)のうち、給水対象者が100人を超えるなどの水道施設をいいます。

### ▶助成金額(1カ月当たり)

- ①・②が対象となる方…399円
- ③が対象となる方 ……上水道区域の場合350円  
簡易水道区域の場合399円

### ▶助成金の対象期間

令和5年9月から令和6年3月までの7カ月間

### ▶申請について

#### 申請期間

3月15日㊤～29日㊤

#### 申請窓口

役場水道課庶務係、忠類総合支所経済建設課、  
札内支所、糠内出張所

#### 申請書類

幕別町給水区域外水道料金及び井水助成金交付申請書  
詳しくは町ホームページをご覧ください。

### ▶支給時期

5月下旬までに支給します。

☎水道課庶務係(☎54-6624)

## 新型コロナワクチン 今後のスケジュール

4月以降、新型コロナワクチンは、重症化予防を目的として高齢者を対象に定期接種を実施します。

### 対象者

- ▶65歳以上の方
- ▶60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがある方

### 接種時期

秋・冬 年に1回

※全額公費(自己負担なし)で受けられる令和5年度秋開始接種(9月20日～)の接種期間は、3月31日で終了します。

### 問い合わせ

電話(平日 午前9時～午後5時)  
新型コロナワクチン相談コーナー  
0155-54-6615

窓口来所(平日 午前9時～午後5時)  
新型コロナワクチン相談コーナー  
○役場1階(本町130番地1)  
○札内支所(札内青葉町311番地11)  
○ふれあいセンター福寿(忠類白銀町384番地10)

13 広報まぐべつ No.866 日とき 所ところ 対対象 定定員 ¥料金 内内容 持持ち物 期申込期限 他その他 申申し込み 提提出先

問問い合わせ ㊤Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 ㊤01558

2024.3月号 12